

横浜市指定管理者第三者評価員等養成研修・登録要綱

制 定 平成 18 年 11 月 22 日 行 行 第 439 号（局長決裁）
最近改正 平成 24 年 3 月 26 日 政 共 第 579 号（室長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、横浜市が実施する指定管理者第三者評価事業に関し、横浜市が認定及び登録を行う横浜市指定管理者第三者評価員（以下「評価員」という。）及び横浜市指定管理者第三者評価補助員（以下「評価補助員」という。）の研修及び登録に必要な事項を定めることにより、横浜市における指定管理者第三者評価（以下「第三者評価」という。）の円滑な推進を図ることを目的とする。

（研修の種別）

第 2 条 横浜市が第三者評価に関し行う研修は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 評価員養成研修

信頼される評価員としての知識や姿勢を身につけ、第三者評価を実施するにあたっての評価項目及び評価基準を正確に把握するとともに、面接調査に必要な技術を修得する。

(2) 評価補助員養成研修

評価員を補助する評価補助員としての知識や姿勢を身につけ、第三者評価を実施するにあたっての評価項目及び評価基準を正確に把握するとともに、評価員を補助するために必要な技術を修得する。

(3) フォローアップ研修

評価項目、評価基準等の改定に伴う改定内容及び改定趣旨の理解や、評価員等としての資質の向上を図る。

（受講の条件等）

第 3 条 前条各号に掲げる研修の対象者の要件は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 評価員養成研修

別紙 1 の資格要件のいずれかを満たしているとともに横浜市が認定する評価機関（以下単に「評価機関」という。）又は現に横浜市に評価機関としての認定を申請している団体（以下「評価機関等」という。）に所属していること。

(2) 評価補助員養成研修

評価機関等に所属していること。

(3) フォローアップ研修

評価機関に所属し、研修の時点において評価員又は評価補助員（以下「評価員等」という。）であること。

2 第 2 条各号に掲げる研修を受講しようとする者（以下「受講希望者」という。）は、評価機関等を通じて「横浜市指定管理者第三者評価員等養成研修受講申請書（兼評価員等登録申請書）」（様式 1）を横浜市に提出するものとする。

3 受講希望者は、横浜市が別に定める受講料を支払わなければならない。

4 評価機関等は、その所属する受講希望者が支払うべき前項の受講料を取りまとめ、横浜市が定める期限までに、横浜市に支払うものとする。

（修了の要件及び通知）

第4条 第2条各号に掲げる研修の修了の要件は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 評価員養成研修

評価員養成研修の全課程を受講するとともに、次項の規定により合格と認められること。

(2) 評価補助員養成研修

評価補助員養成研修の全課程を受講すること。

(3) フォローアップ研修

フォローアップ研修の全課程を受講すること。

2 横浜市は、評価員養成研修における効果測定の結果をもとに、評価員の可否を決定することとする。

3 横浜市は、受講者の所属する評価機関等に、前項の規定により合格と決定した受講者を「横浜市指定管理者第三者評価員養成研修合格通知」(様式2)により、不合格と決定した受講者を「横浜市指定管理者第三者評価員養成研修不合格通知」(様式3)により、それぞれ通知するものとする。

4 横浜市は、受講者の所属する評価機関等に、評価補助員養成研修を修了した受講者を「横浜市指定管理者第三者評価補助員養成研修修了通知」(様式4)」により通知するものとする。

(登録)

第5条 横浜市は、前条第2項の規定により合格と決定した者を評価員として登録する。

2 横浜市は、評価補助員養成研修を修了した者を評価補助員として登録する。

3 前条第2項の規定により不合格と決定された者は、前項の規定において評価補助員養成研修を修了した者とみなす。

4 前3項の規定により評価員等として登録されるためには、登録日において評価機関に所属しなければならない。ただし、その所属する評価機関等が評価機関としての認定を受けられなかった場合は、当該団体が評価機関としての認定を受けるまでの間は、評価員等としての登録を留保するものとする。

5 前項の規定により登録を留保された者が所属する団体が、評価機関としての認定を受けた場合には、登録すべき事由が発生した日に遡って、当該登録を留保された者を評価員等として登録するものとする。

6 第4項の登録の留保は、当該登録がなされた場合に第8条の規定により定められる当該登録の有効期限までに前項の規定による登録がなされない場合は、その効力を失う。

(評価員証の交付)

第6条 横浜市は、前条第1項の規定により登録した評価員に対して、その所属する評価機関を通じて「横浜市指定管理者第三者評価員証」(様式5。以下「評価員証」という。)を交付する。

2 評価員は、第三者評価を実施するため、施設への訪問調査等を実施する場合は、評価員証を携帯するとともに、相手方から求められたときは、評価員証を提示しなければならない。

(評価補助員証の交付)

第7条 横浜市は、第5条第2項の規定により登録した評価補助員に対して、その所属する評価機関を通じて「横浜市指定管理者第三者評価補助員証」(様式6。以下「評価補助員証」という。)を交付する。

2 前条第2項の規定は、評価補助員について準用する。この場合において、「評価員」とあるのは「評価補助員」と、「評価員証」とあるのは「評価補助員証」と読み替えるものとする。

(登録の有効期間)

第8条 評価員等の登録の有効期間（以下「認定期間」という。）は、評価員証及び評価補助員証（以下「評価員証等」という。）の交付の日から3年が経過した日が属する年度の末日までとする。

（登録の更新）

第9条 評価員等は、認定期間の満了後も継続して評価員等として第三者評価を実施する意思がある場合は、横浜市に登録の更新の申請を行うものとする。

2 前項の更新の申請は、その所属する評価機関等を通じて、「横浜市指定管理者第三者評価員等登録更新申請書」（様式7）を提出することにより行う。

3 第4条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項から前条までの規定は、登録の更新について準用する。

4 横浜市は、第1項の更新の申請を行った者（以下「更新申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該更新申請者が前項及び第4条の規定により認定の更新のために受講すべき研修（以下「更新研修」という。）の一部の受講を免除することを相当と認めるときは、それぞれ当該各号に定める研修の一部の受講を免除することができる。

(1) 当該更新申請者の認定期間内における評価実績が十分であると認められるとき。横浜市が免除することを相当と認めるもの

(2) やむを得ない事情により、更新研修を受講することができないとき。当該受講することができないもの

5 第1項の更新の申請を行わなかった評価員等の登録の効力は、その認定期間の満了日をもって失われるものとする。

（登録事項の変更）

第10条 登録内容に変更が生じた評価員等は、その所属する評価機関を通じて、「横浜市指定管理者第三者評価員等登録事項変更申請書」（様式8）を横浜市に提出するものとする。

2 前項の場合において、評価員証等の記載事項に変更が生じるときは、前項に規定する申請書と併せて、評価員証等を提出するものとする。

3 横浜市は、前項の規定により評価員証等の提出を受けた場合は、第1項に規定する申請書に基づき、当該申請を行った評価員等に対し、新たに記載内容を変更した評価員証等を交付するものとする。

（登録の消除）

第11条 評価員等は、所属する評価機関からの退職その他の事由により評価員等の登録の消除を希望する場合は、その所属する評価機関を通じて、「横浜市指定管理者第三者評価員等登録消除申請書」（様式9）を横浜市に提出するものとする。

（評価員証等の再交付）

第12条 評価員証等を亡失し、又は毀損した評価員等は、その所属する評価機関を通じて、「横浜市指定管理者第三者評価員証等再交付申請書」（様式10）を横浜市に提出するものとする。

2 横浜市は、前項の規定による申請があったときは、遅滞なく当該申請を行った評価員等に、その所属する評価機関を通じて、評価員証等を再交付するものとする。

（登録の取消し）

第13条 横浜市は、評価員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該評価員等の登録を取り消すことができる。

- (1) 評価を実施するに当たり、不正な行為を行った場合
 - (2) この要綱の規定に反する行為を行った場合
 - (3) その他評価員等としてふさわしくないと認められる場合
- 2 横浜市は、評価員等が前項の各号のいずれかに該当すると推測される相当の根拠がある場合は、必要と認める調査を行うものとする。
 - 3 横浜市は、前項の調査を行った結果、当該評価員等が第1項各号のいずれかに該当すると認める場合は、「横浜市指定管理者第三者評価員等登録取消予告書」(様式11。以下「取消予告書」という。)にその理由を記載し、その所属する評価機関を通じて当該評価員等に送付するものとする。
 - 4 評価員等は、取消予告書を受け取った場合には、これを受け取った日から20日以内に、その所属する評価機関を通じて、当該取消理由に対する弁明書を提出することができる。
 - 5 横浜市は、評価員等の登録の取消しを決定した場合は、「横浜市指定管理者第三者評価員等登録取消通知書」(様式12。以下「取消通知書」という。)をその所属する評価機関を通じて、当該評価員等に送付するものとする。
 - 6 前項の規定により登録を取り消された評価員等の登録の効力は、取消通知書に記載された取消年月日の前日をもって失われるものとする。

(評価基準改定時の評価実施要件)

第14条 評価員等は、横浜市が評価項目、評価基準等を改定した場合には、当該改定後に横浜市が行う第2条各号に掲げる研修のいずれかを修了した後でなければ、当該改定後の評価基準等に基づく評価を実施することができないものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、評価員等の研修に関し必要な事項は、政策局共創推進室長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年11月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の改正後の第8条の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後の認定に係る認定有効期間について適用し、施行日前の認定に係る認定有効期間については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の様式により調整された用紙は、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

3 この要綱の改正後の第 14 条の規定は、平成 23 年 5 月 1 日以後の評価項目、評価基準等の改定について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の様式により調整された用紙は、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

横浜市指定管理者第三者評価員資格要件

1：調査関係機関等で調査関係業務や経営相談を2年以上経験している者

- ・ 調査会社やコンサルティング会社の従業員として、調査項目の作成、調査の実施、集計・分析、顧客へのフィードバック、公表等までの一連の調査業務に2年以上従事している者
- ・ NPOや任意団体の職員として、調査項目の作成、調査の実施、集計・分析、顧客へのフィードバック、公表等までの一連の調査業務に2年以上従事している者
- ・ 顧客の経営相談業務を主たる業務とする事務所・会社等の従業員として、顧客の経営相談業務に2年以上従事している者

2：経営・公共政策分野等の学識経験者で3年以上教育と研究に専念している者

- ・ 経営・公共政策分野等において、大学・短期大学、専門学校その他の教育機関の教授、准教授、講師、助手その他の職員として、3年以上教育と研究に専念している者

3：公共施設の第三者評価等の実績を有している者

- ・ 福祉サービスの第三者評価、地域密着型サービスの評価、介護サービス情報の公表等において、調査員としての実績を有している者
- ・ 福祉サービスの第三者評価、地域密着型サービスの評価、介護サービス情報の公表等において、調査員養成講習を受講し、研修修了証を有し、調査員として登録している者
- ・ 本市の指定管理者第三者評価員の評価補助員として、2年以上経験を有する者

4：組織運営管理等業務を3年以上経験している者

- ・ 常勤職員が20人以上の法人組織において、役員として、法人の運営方針の決定に関与する業務に3年以上従事している者
- ・ 20人以上で構成される法人組織内の部署の事務を監督し、又は管理することを職務とする職にあり、当該部署の運営方針の決定に関与する業務に3年以上従事している者

5：その他、上記と同等の能力を有していると横浜市が認める者